

許可番号 第07670009770号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 北九州市若松区南二島四丁目5番7号

氏 名 久屋産業 株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 久保山 功二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日

平成 29年 6月 14日

許 可 の 有 效 年 月 日

平成 34年 6月 13日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（焼却）

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

感染性産業廃棄物

以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：焼却施設

産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物 以上4種類

設置場所：北九州市若松区南二島四丁目495番89

設置年月日：平成19年6月14日

処理能力：廃油 1日あたり1.4立方メートル（24時間）

廃酸 1日あたり2.4立方メートル（24時間）

廃アルカリ 1日あたり2.4立方メートル（24時間）

感染性産業廃棄物 1日あたり21.6トン（24時間）

許可年月日：平成18年12月26日

許可番号：第388-1号、第388-2号

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年 6月14日 新規許可

平成24年 6月14日 更新許可

平成29年 6月14日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無